

行動要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	8月27日(金)～9月12日(日)	現在の要請を 9月12日(日)まで継続
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、外出自粛 ・外出機会(回数・時間)の半減 ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛 ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛 ・原則、県外との往来自粛 ・原則、県外からの来県自粛 	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供を終日行わないこと ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は19時まで
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等 	—
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 ・21時までの開催時間制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進 	

3

県民の皆様へのお願い

■要請対象：県内全域

■要請期間：8月27日(金)～9月12日(日)

○原則、外出自粛

- ・特に、午後8時以降は徹底をおねがいします
- ・通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩やジョギング、ワクチン接種などの生活に必要な外出はかまいません
- ・日常生活に必要な買物などの外出についてもその機会(回数・時間)を半減してください
- ・外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底してください
- ・営業時間の短縮を要請した時間(午後8時)以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないでください

○原則、県外との往来自粛

- ・特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください
- ・隣県が生活圏の場合や、通勤・通学・通院、生活必需品の買い出し等による往来はかまいません
- ・仕事や冠婚葬祭などでやむを得ず県外から県内に移動する場合は、できるだけ「宮崎県PCRサポート」を活用してください

○原則、県外からの来県自粛

4